

# 野間道場道好会 運営規約

## 第一章 総則

### 第1条（名称）

本会の名称は野間道場道好会とする。

### 第2条（定義）

1. 野間道場道好会（以下、道好会）は、株式会社講談社（以下、講談社）の社有施設にして、一般財団法人野間文化財団（以下、野間文化財団）が運営管理する、講談社野間道場（所在地：東京都文京区目白台 3-29-18 講談社第一別館 5階 以下、野間道場）を活動拠点とした、剣道の稽古を目的とする任意団体である。

### 第3条（目的）

1. 本会は、講談社創立者にして野間道場創設者の野間清治氏、ならびに持田盛二剣道範士を筆頭とする歴代指導者の精神を受け継ぎ、伝統の剣道の朝稽古会を運営することによって、剣道の普及発展に資するとともに会員相互の親睦を深めることを活動の目的とする。
2. 本会は、本会会員および外来参加者の剣道による心身の練磨を通じて、稽古参加者の技術の向上と人格の陶冶を図るとともに、その成果を以って後進を指導育成することを活動の目的とする。

## 第二章 組織

### 第4条（会員）

1. 本会は、所定の入会手続きを経た会員によって構成される。
  - ① 特別会員  
剣道範士または剣道八段受有者、および全日本剣道選手権大会またはそれと同等と認められる大会で個人優勝の実績のある者で、役員会で入会もしくは昇格を承認された者。
  - ② 正会員  
賛助会員として相当の活動期間を経過し、役員会で正会員への昇格が承認された者。
  - ③ 賛助会員  
正会員または特別会員の推薦を受けて所定の「入会申込書」を役員会に提出し、役員会の審査によって入会を承認された者。
2. 会員は、講談社および野間文化財団の事業活動を妨げてはならない。直接的・間接的に事業活動の妨げとなる言動や、名誉の毀損にあたる言動があったと役員会または講談社または野間文化財団によって判断された場合、当該会員は役員会による処分を受けことがある。
3. 会員に前項以外の不適切な行為があったと認められる場合も、当該会員は役員会による処分を受けことがある。

## 第5条（役員等）

1. 本会に下記のとおり役員を配置する。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 2名以内
- ③ 幹事長 1名
- ④ 幹事 若干名
- ⑤ 会計監事 1名
- ⑥ 相談役
- ⑦ 顧問

2. 役員の選任は、道好会会員の互選によるものとする。

3. 役員の任期は1期2年とし、留任または再任を妨げない。原則として通算5期を以って限度とし、特段の理由のある場合に限って延長を認めることとする。

4. 役員の定年を満75歳とし、任期途中や特段の事情があると認められない限り、満75歳の会計年度末日をもって、退任することとする。以後の留任・再任は認められない。

## 第6条（役員等の選任および任務）

1. 代表

代表は、総会の決議により選任する。

代表は本会を総合的に管理し、道好会活動を適正に運営することを任務とする。そのため講談社および野間文化財団との密接な連携を保持するほか、対外的な折衝や道場内の礼式の執行などを統括する。

2. 副代表

副代表は、道好会役員から代表が指名し、総会の承認を経て就任する。

副代表は代表を補佐し、代表にその職務の適切な遂行が困難となる事由が生じたときは、代表の残任期間に限りその職務を代行する。

3. 幹事長

幹事長は、道好会役員から代表が指名し、総会の承認を経て就任する。

幹事長は道好会役員会の事務局を運営し、会務の企画と遂行にあたるものとし、副代表による兼務を認める。

4. 幹事

幹事は、道好会役員から代表が指名し、総会の承認を経て就任する。

幹事は代表および副代表を補佐し、幹事長の指揮に基づいて、会計・道場管理その他の実務を担当する。

5. 会計監事

会計監事は、道好会役員から代表が指名し、総会の承認を経て就任する。

会計監事は、道好会の収支決算内容を監査し、必要に応じて役員会に対して会計事務に関する指導を実施する。また講談社ならびに野間文化財団への年次報告、および会員に対する決算報告において、監査意見を表明する。

## 6. 相談役

相談役は、役員会が役員経験者から選任し、総会の承認を経て就任する。

役員会は相談役に対して、必要に応じて道好会の運営全般に対する助言を求めることができる。

常設の役員ではなく、任期は定めない。

## 7. 顧問

顧問は、役員会が役員経験者から選任し、総会の承認を経て就任する。

役員会は顧問に対して、必要に応じて道好会の特定の実務に関する協力を求めることができる。

常設の役員ではなく、任期は定めない。

## 第三章 運営

### 第7条（総会）

1. 総会は本会の最高議決機関であって、会員によって構成され、本会代表によって毎年1回招集されるものとする。
2. 総会においては、次の事項を議決する。
  - ① 本会の活動および運営に関する報告
  - ② 会計に関する報告
  - ③ 運営規約及び実施細則に関する改正
  - ④ 会費の改正
  - ⑤ 役員を選任
  - ⑥ 本会の解散および資産の処分
  - ⑦ その他重要事項
3. 総会の議長は、本会代表がこれにあたる。
4. 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。  
ただし、本規約の変更および本会の解散、ならびに本会解散時の資産処分に関しては、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
5. 総会の議決権は、会員1名あたり1票とする。
6. 総会の議事は、代表に指名された役員が議事録として記録する。

### 第8条（役員会）

1. 本会活動の運営に必要な実務の遂行のため、道好会役員会（以下、役員会）を設置する。役員会は、第6条に定める道好会役員の代表・副代表・幹事長・幹事をもって構成する。
2. 役員会は、原則として隔月に定例会を開催する。ただし必要に応じて臨時に招集することができる。
3. 出席者数が役員総数の3分の2以上に達しない場合は、開会することができない。ただし書面、口頭、メール等による委任を認める。
4. 議決は、委任数を含む出席者数の過半数の同意をもって決する。
5. 役員会は、道好会活動の運営のために、道好会会員から若干名の運営委員を任命できる。運営委員は道好会運営のための実務を支援する。

6. 役員会は専門分野を担当する下記の特別委員を、当該年次の役員を除く道好会会員から選任できる。

① 医事担当特別委員

医事担当特別委員は、役員会の求めに応じて熱中症・感染症その他の予防措置に関する提言を行うとともに、一般的な保健衛生指導および稽古時の負傷等に対する緊急対応を担当する。

7. 代表の判断により、役員会には運営委員や相談役もしくは顧問の出席を求めることができる。

## 第9条（会計）

1. 本会の会計年度は毎年12月1日より翌年11月30日までとする。

2. 本会の活動目的の実現のために要する経費は、下記の収入を以てこれに当てる。

① 年会費

② 入会金

③ 寄付金

3. 本会の予算より、下記の支出を予定する。

① 道好会活動の運営に必要な経費支出、物品の購入

② 道好会会員の親睦のための行事開催費用

③ 道好会会員への慶弔・傷病見舞い

④ 特別会員に対する指導謝礼

⑤ 盆歳暮の贈答

⑥ その他、本会の目的に照らして適正と役員会で認めた支出

4. 本会の年度予算は役員会で編成し、決算は会計監事による監査意見を附した上、総会にて報告する。

5. 会計年度末の決算において剰余金が生じた場合は、次年度予算に繰り越す。

## 第10条（会費および入退会）

1. 会員はその会員資格に応じた年会費を納付するものとする。

① 正会員 年額 12,000 円

② 賛助会員 年額 10,000 円

③ 特別会員 会費を免除する

ただし正会員・賛助会員で休会を申請し承認された者は、年会費を免除する。

2. 新規入会者は、名簿登録その他の必要経費として所定の入会金を納付するものとする。ただし特別会員として新規入会する場合は、入会金の納付を免除する。

入会金 3,000 円

3. 本会からの退会を希望する者は、その旨を役員会に申し出ることとする。退会が会計年度の途中である場合も、納付された年会費は返還しない。また退会後に再度入会を希望する場合は、通常の入会申請を行い、入会が承認された場合は所定の入会金を納付することとする。

4. 転居や長期の入院など、やむを得ないと認められる理由によって道好会の稽古に参加できない会員は、原則として3ヶ年を上限として休会を申請できる。休会申請が役員会で承認された会員は、年会費の納付を免除され、また通常の日好会活動に復帰する際も、入会金の納付は不要とする。

#### 第 11 条（外来参加）

1. 道好会会員以外の者が道好会の稽古への参加を希望する場合は、道好会会員の紹介に基づいて所定の「外来者稽古参加申請書」を提出し、道好会役員の参加承認を受けることとする。
2. 中学生以下の児童・生徒の外来参加は、道好会会員の子弟または道好会会員の指導を受けている者に限定し、稽古参加の際は当該会員の同行を要件とする。
3. 参加を承認された外来参加者は、「外来者芳名録」に氏名・住所を記帳することとする。

#### 第 12 条（稽古運営）

1. 本会が運営する朝稽古会の稽古時間は、午前 7 時～午前 8 時とする。
2. 朝稽古会は、年末年始その他特別な理由による休日を除いて、年中無休とする。
3. 稽古参加者の講談社第一別館への入館は午前 6 時以降とし、稽古終了後は午前 9 時までに退出することとする。また特別な理由のない限り午前 7 時 30 分までに入場し、道場内で道具を着装することとする。
4. 稽古参加者は所属と姓を明記した名札を垂に装着することとする。

#### 第 13 条（雑則）

1. 本会の運営について  
本会の運営に関して、すべての会員は本会役員または運営委員の指示事項を遵守し、積極的に協力することによって円滑な運営の推進に努めることとする。
2. 自家用車での来場について  
自家用車の講談社敷地内への駐車は厳禁とする。特別に講談社敷地内への駐車を許可されている場合は、午前 6 時～午前 9 時の時間帯に限り、指定された駐車許可エリアに駐車できることとし、その際は「駐車許可証」を車外から視認できるようダッシュボードに掲出することとする。
3. 緊急時対応について
  - ①傷病発生・設備の破損等の発生時は、会員は役員または運営委員にその旨を報告し、役員・運営委員は必要に応じて、救急搬送要請または講談社警備室・野間文化財団管理室への連絡等の対応を実施する。
  - ②火災・地震等発生時の緊急避難の際は、役員または運営委員が誘導することとするが、会員各自も平常時から避難経路を確認しておくことを求める。

### 第四章 附則

#### 第 14 条（規約の施行日）

1. 本規約は、本会役員および運営委員にて構成される規約検討委員会による検討を経て立案され、総会の議決により承認され、承認の翌日より施行されるものとする。

施行 2026 年 1 月 25 日

#### 第 15 条（実施細則の制定）

1. 本規約を施行するため、別に実施細則を定めるものとする。
2. 実施細則の改正にあたっては、本規約と同様の手続きを要するものとする。

(その他)

別図 野間道場道好会組織図

